

西日本豪雨による被災者に係る医療費の 窓口負担の徴収猶予について

このたびの豪雨により被災された組合員の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）組合員又は被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療費の窓口負担が猶予されます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 組合員の行方が不明である場合

【災害救助法適用市町村】

〈広島県〉広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市
安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町

〈岡山県〉岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市
赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村
加賀郡吉備中央町 ※ 広島県・岡山県以外の災害救助法適用市町村については、内閣府のHPをご確認ください。

※ 徴収猶予期間については、2018年10月末までです。

※ 猶予を受けるには、上記の①～③のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、共済組合から確認させていただくことがあります。

※ 入院時の食費・居住費などはお支払いただく必要があります。

